

(気仙沼風力) 環境影響評価方法書に係る技術審査会答申(案)の形成

答 申 案	技術審査会からの指摘事項	備 考
<p>【騒音】</p> <p>(1) 風車の稼働に伴う騒音の予測に当たっては、地形や建築物の影響についても考慮すること。 なお、予測に当たっては、集落毎の最寄りの民家を考慮する等適切に対象地点を設定するとともに、高さ方向も含めて選定の根拠を明確にすること。</p> <p>(2) 風車の稼働に係る騒音については、環境基準を下回る騒音レベルにおいて問題等が生じている事例もあることから、評価に当たっては、環境基準への整合のみにとらわれず、地域特性や最新の知見を十分に踏まえて適切な保全目標を設定すること。</p>	<p>① 騒音の状況を推定するにあたり、単純な距離減衰式を用いるのではなく、地形や建築物の影響を反映する予測を行うべきである。</p> <p>② 予測地点について、点群の予測では、建築物の影響や、建築物の何階に受音点があるかなどの予測を行う上で全く不十分であり、面的かつ、建物等においては高さ方向にも行う必要がある。</p> <p>③ 評価の手法として、「騒音に係る環境基準について」に規定された基準等との整合を図られているかどうかについて触れているが、環境省戦略指定研究(H22～24)」の中で行われた「課題名 S2-11 風力発電等による低周波音の人への影響評価に関する研究(課題代表者名 橋 秀樹(千葉工業大学附属総合研究所 教授))」で明らかになっているのは、風力発電設備のほとんどが極めて騒音レベルの低い地域に作られているため、風車の稼働による騒音が環境基準をはるかに下回る騒音レベルであっても多くの大きな問題を引き起こしていることである。 したがって、今回についても、環境基準にはこだわらずに、上記のような最新の研究の知見を導入し、必要に応じて環境基準を下回る騒音レベルを用いて稼働時の環境影響を判断すべきである。</p>	<p>鈴木委員 ・文書 ・審査会(6/14)</p> <p>鈴木委員 ・文書 ・審査会(6/14)</p>
<p>【水質・地下水の水位】</p> <p>土砂等による水の濁り及び地下水の水位については、調査及び予測の対象とする地点、手法等を地域特性を踏まえて適切に設定し、準備書に明記すること。 なお、水の濁りの予測に当たっては、必要に応じて現地調査を実施するとともに、地下水の水位については、地下水位の季節的な変動及び周辺の利用状況等も踏まえて適切に予測・評価すること。</p>	<p>① 環境影響評価項目の中で水質の「土砂等による水の濁り」、それから「地下水の水位」が丸(○)になっているが、これがどこで行われるのかというのが地図に明示されず、方法書の方を拝見しても「対象事業実施区域及びその周辺の河川」としか書かれていないので、どこでどういうふうにするかという点を明確にしたい。</p> <p>② 造成工事に伴う土砂等による水の濁りを予測するために沈降試験を行うこととして、調査地点も追加するなどし、調査地点における浮遊物質量を適切に把握すること。</p> <p>③ 4機建つ発電機のうち、谷合の鞍部に建つ2号機について、地図上では川上地区の小さな川に近接しているが、その水脈と通じているような所はあるのか。例えば2号機設置のために埋めたりという点による影響は考えられるのか。</p>	<p>西城委員 ・審査会(5/25)</p> <p>西城委員 ・審査会(5/25)</p> <p>山本(玲)会長 ・審査会(6/14)</p>

(気仙沼風力) 環境影響評価方法書に係る技術審査会答申(案)の形成

答 申 案	技術審査会からの指摘事項	備 考
<p>【動物】</p> <p>(1) 動物類に関する調査に当たっては、工事による排水の影響を受けるおそれがある沢沿いの動物、底生生物等の状況を把握できるよう調査地点を選定するとともに、当該地点については準備書に明記すること。</p>	<p>① 動物(哺乳類)に関して、トラップの設置地点が見当たらない。シャーマン、ピットフールもやると思われるが、どの辺でやるのか教えていただきたい。</p> <p>② 池、湿地、沢筋等の調査地点の選定に当たっては、工事により水質の影響を受ける沢沿いに生息する生物が調査の範囲から外れてしまわないように留意すること。</p>	<p>齊藤委員 ・審査会(5/25)</p> <p>齊藤委員 ・審査会(5/25)</p>
<p>(2) コウモリ類の調査に当たっては、種名の把握に努めること。</p>	<p>③ 最近コウモリの調査に関しては、ハープトラップを実施しているところが多くなっているように思われるが、バットデイクターだけだと種の同定ができないので、御検討願えればと思う。</p>	<p>齊藤委員 ・審査会(5/25)</p>
<p>(3) 希少猛禽類の調査については、9月頃の行動圏が拡大することから、2日間ずつの調査を間隔を空けて実施するなど通常月よりも手厚く実施するとともに、調査地点、調査期間等についても、行動圏の広い猛禽類の特性を踏まえ、『猛禽類保護の進め方(改訂版)』に基づき、適切に設定すること。</p>	<p>④ [Redacted]</p> <p>調査では、9月の調査が重要で、[Redacted] 牧草地帯の9月の最後の刈り取りの時に、餌が出るせいか [Redacted] 10キロ20キロ位遠方まで出現し、大量に飛んでくる可能性があることから、9月の調査を3日間よりも手厚く見て欲しい。</p>	<p>由井委員 ・審査会(5/25)</p> <p>【岩手県】</p>
<p>(4) 各月あたり3日間とされている調査期間については、3日連続とせず、間隔を空けて1日ずつ実施すること。なお、夜間調査に際しては、最寄りの観測所におけるウインドプロファイラ等の鳥エコー出現状況を適宜参考にする。</p>	<p>⑤ 猛禽類の調査期間については、環境省の「猛禽類保護の進め方(改訂版)」では繁殖期2回を含む1年半となっているが、事業者側は、予備調査の結果を踏まえて1年間の調査期間としている。</p> <p>ただ1年というのは、調査をやってみて問題が無いという範囲内でのことであり、実際に1年間調査して、[Redacted] 非常に多くの飛翔が確認された場合は、設置サイトを変更をするときの判断材料としても1年では済まないものと考えられるので、事業者もこのことを念頭に置いて今後書類の作成に当たっていただきたい。</p>	<p>由井委員 ・審査会(6/14)</p>
<p>(4) 各月あたり3日間とされている調査期間については、3日連続とせず、間隔を空けて1日ずつ実施すること。なお、夜間調査に際しては、最寄りの観測所におけるウインドプロファイラ等の鳥エコー出現状況を適宜参考にする。</p>	<p>⑥ 渡り鳥の調査については、各月1回3日間とのことだが、3日間が集中しないようにお願ひしたい。渡りは、ばらばらと幅広に飛んでくるので、ある1回を3日間連続とせず、間隔を空けて1日ずつ実施することが望ましい。</p> <p>鳥類の空間飛翔調査、定点観察では夜間の調査は難しいが、鳴き声調査については夜間もやる必要があると思われる。ウインドプロファイラの最寄りの基地は仙台他、宮古市にもあるので、データを入手して小鳥の渡りの実態を分析することが望ましい。</p>	<p>由井委員 ・審査会(5/25)</p> <p>・文書</p>

(気仙沼風力) 環境影響評価方法書に係る技術審査会答申(案)の形成

答 申 案	技術審査会からの指摘事項	備 考
<p>【植物】 植物相及び植生に係る調査に際しては、希少種がパッチ状に残っている可能性がある沢沿いの湿気がある箇所について特に留意すること。</p>	<p>植物相及び植生の観点から言うと、事業予定地は既に一回伐採されて、それからカラマツ等が植えられているという所なので、希少な植物は少ないと思われが、注意しなればいけないのは、パッチ状に残っている可能性はあるということである。全体に乾いてはいるものの、沢沿いの湿気があるところは所々にあるので、そういう所を注意深く調査していただければと思われる。</p>	<p>根本委員 ・審査会(6/14)</p>
<p>【景観】 風車が出頂付近に設置され、広範囲にわたる景観に影響を与えることが予想されるため、近景から遠景まで適切に調査地点を選定し、調査、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>対象事業予定区域は、市街地からは比較的遠いもの、可視領域といった面的な影響により、主要な地点から見える可能性があるかどうかの評価を実施すべきである。</p>	<p>平野委員 ・文書 【岩手県】</p>
<p>【全体的事項】 (1) 調査及び予測の対象とする地点、期間等について、設定の範囲及び理由を準備書に明記するとともに、設定の根拠となる予測調査等の結果についても併せて示すこと。 なお、予測に当たっては、可能な限り定量的な手法を用いるとともに、環境影響評価を行う過程において、新たな事情が生じた場合は、必要に応じて選定した項目及び手法等を見直すとともに、追加的に調査、予測及び評価を行う等適切に対応すること。</p>	<p>① 事業計画地は県立自然公園気仙沼に含まれており、普通地域なので伐採はある程度自由なことではあるが、 これは気仙沼市の問題になると思うが、景観問題も含め、できればあそこにはあまりはげ山を作らないようにすることが必要だと思われる。</p>	<p>由井委員 ・審査会(6/14)</p>
<p>(2) 当該事業地は県立自然公園気仙沼の地域内に位置し、周辺には徳仙丈山のツツジ群生地や地域利用度が高い廿一川(にじゅういちがわ)等も存在することから、事業計画の詳細化に当たっては、アクセス道の拡幅も含め、環境の保全に最大限配慮するとともに、検討した経緯を準備書に記載すること。</p>	<p>② 気仙沼市内から接続する取り付け道路は、資材を運ぶために大きく拡張することになるようだが、周辺に裸地が増えることにより、大雨等があったときに谷沿いが濁水になる可能性がある。浮石、玉石があり不安定な感じもあるので、掘削された際の下の方への影響については十分な注意をお願いしたい。</p>	<p>菊地委員 ・審査会(6/14)</p>
	<p>③ 風力発電を作るということになると、植生図では該当する事業地域はマツの植林地となつているが、実際森林だとするとどれくらい伐採されるのか。</p>	<p>齊藤委員 ・審査会(5/25)</p>